

“活力と安心” 人・暮らし・自然が輝く信州

長野県中期総合計画

“Dynamism and Wellbeing”
Shinshu, a province where people,
life and nature glow vibrantly.

○表紙の絵

「My dream hands!」

長野県小諸養護学校高等部1年 秋田谷理美さん



みんなで描き、みんなで作る長野県

長野県は今、少子高齢化や人口減少の急速な進行など社会経済の大きな転換期にあり、産業、医療・福祉、教育など県民の生活に関わりの深い様々な分野で数多くの課題に直面しています。こうした状況の変化を、長野県の飛躍のチャンスとして生かし、新しい時代にふさわしい長野県を築いていかなければなりません。

そのためには、これからの長野県のめざすべき将来像を県民の皆様の声をもとに描き、課題や目標を共有しながら知恵と力を結集して、県づくりを計画的に進めていくことが何より重要であると思います。

こうした考え方のもとで、長野県中期総合計画を策定し、今後5年間における県政の方向性や方策を明らかにしました。

広大な県土のそれぞれの地域が活力にあふれ、誰もが安全・安心を実感でき、住む人と暮らし、そして、私たちの誇りである自然が、将来にわたっていつまでもいきいきと輝き続けるような、「“活力と安心” 人・暮らし・自然が輝く信州」を創造してまいりたいと考えています。

計画の策定に当たりましては、「みんなで長野県のあらまほしき（こうあってほしい）姿を描く」を合言葉として、広く意見をお聴きすることに意を用いてまいりました。ここに至るまで、広範な分野にわたって貴重な御意見・御提言をお寄せいただいた県民の皆様、県議会をはじめ、様々にお力添えいただいた多くの皆様に心から感謝を申し上げます。

この計画を今後の県政運営の「ガイドブック」として、県民の皆様とともに、長野県の確かな礎を一步一步着実に築いてまいりたいと思いますので、御理解と御協力をお願いいたします。

平成19年12月

長野県知事

村井 仁

はじめに 1

- 1 計画策定の趣旨1
- 2 計画の性格1
- 3 計画の期間1

第1編 長野県を取り巻く時代の潮流 3

- 1 少子高齢化・人口減少の加速4
- 2 グローバル化の進展4
- 3 情報通信技術の発達5
- 4 安全・安心や環境に対する意識の高まり5
- 5 価値観の多様化と子どもを育む力の低下6
- 6 公共の担い手の多様化と役割の増大6
- 7 地方分権の進展7
- 8 国・地方を通じた厳しい財政状況7

第2編 人口、経済の見通し 9

- 1 人口10
- 2 経済11

第3編 これからの長野県づくりの方向 15

計画構成図16

- 1 基本目標18
- 2 めざす姿18
 - (1) 「豊かな自然と共に生きる長野県」
をめざして18
 - (2) 「力強い産業が支える活力あふれる長野県」
をめざして19
 - (3) 「安全・安心な暮らしをつくる長野県」
をめざして20
 - (4) 「未来を切り拓く人を育む長野県」
をめざして21
 - (5) 「市町村が主役の人が輝き地域が輝く長野県」
をめざして22

3 基本的視点23

- (1) 優れた特色や資質をベースに世界に開かれた意識で進める県づくり23
- (2) 県民の総合力で進める県づくり24

4 目標の設定25

第4編 挑戦プロジェクト 27

- 一人当たり県民所得全国レベルへの挑戦30
- 市町村が主役の元気な県づくりへの挑戦32
- 健康長寿NO.1確立への挑戦34
- 次代を担う多彩な人材育成県への挑戦36
- 出産・子育てにやさしい県への挑戦38
- 地球温暖化対策先進県への挑戦40
- 減災による安全な県づくりへの挑戦42

第5編 施策の展開 45

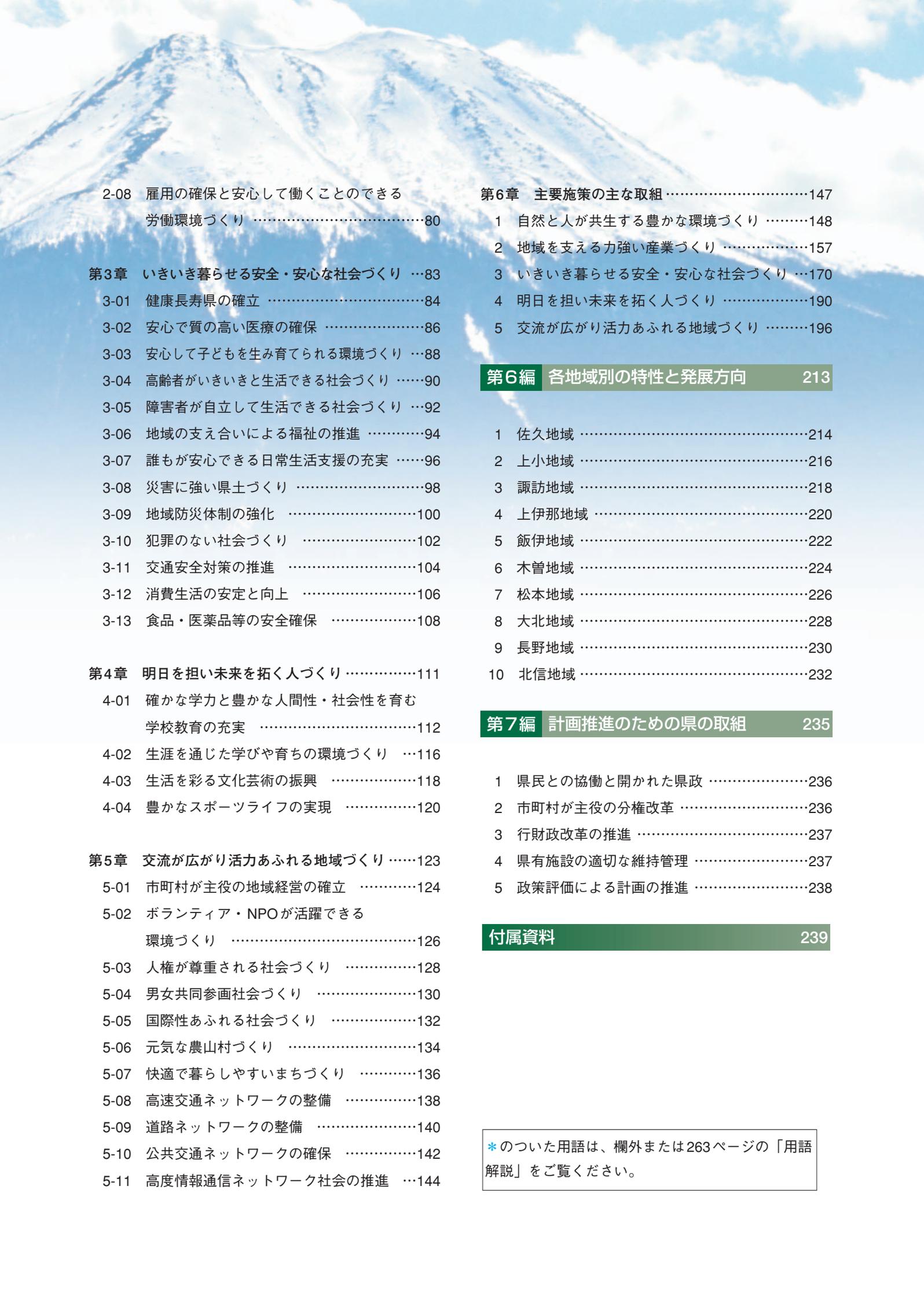
施策体系図46

第1章 自然と人が共生する豊かな環境づくり47

- 1-01 参加と連携で取り組む地球温暖化対策の推進48
- 1-02 未来へつなぐ森林づくり50
- 1-03 良好な水・大気環境の保全52
- 1-04 豊かな自然環境の保全54
- 1-05 資源循環型社会の形成56
- 1-06 環境保全活動の推進58
- 1-07 美しく魅力的な景観づくり60
- 1-08 農山村における多面的機能の維持62

第2章 地域を支える力強い産業づくり65

- 2-01 世界へ飛躍するものづくり産業の構築66
- 2-02 観光立県「長野」の再興68
- 2-03 地域が輝く元気な農業・農村の構築70
- 2-04 持続可能な林業・木材産業の振興72
- 2-05 地域に根ざした建設産業の振興74
- 2-06 活力ある商業・サービス業の振興76
- 2-07 長野県のブランド創出促進と発信力向上78



2-08 雇用の確保と安心して働くことのできる
労働環境づくり ……………80

第3章 いきいき暮らせる安全・安心な社会づくり ……83

3-01 健康長寿県の確立 ……………84

3-02 安心で質の高い医療の確保 ……………86

3-03 安心して子どもを産み育てられる環境づくり ……88

3-04 高齢者がいきいきと生活できる社会づくり ……90

3-05 障害者が自立して生活できる社会づくり ……92

3-06 地域の支え合いによる福祉の推進 ……………94

3-07 誰もが安心できる日常生活支援の充実 ……96

3-08 災害に強い県土づくり ……………98

3-09 地域防災体制の強化 ……………100

3-10 犯罪のない社会づくり ……………102

3-11 交通安全対策の推進 ……………104

3-12 消費生活の安定と向上 ……………106

3-13 食品・医薬品等の安全確保 ……………108

第4章 明日を担い未来を拓く人づくり ……………111

4-01 確かな学力と豊かな人間性・社会性を育む
学校教育の充実 ……………112

4-02 生涯を通じた学びや育ちの環境づくり ……116

4-03 生活を彩る文化芸術の振興 ……………118

4-04 豊かなスポーツライフの実現 ……………120

第5章 交流が広がり活力あふれる地域づくり ……123

5-01 市町村が主役の地域経営の確立 ……………124

5-02 ボランティア・NPOが活躍できる
環境づくり ……………126

5-03 人権が尊重される社会づくり ……………128

5-04 男女共同参画社会づくり ……………130

5-05 国際性あふれる社会づくり ……………132

5-06 元気な農山村づくり ……………134

5-07 快適で暮らしやすいまちづくり ……………136

5-08 高速交通ネットワークの整備 ……………138

5-09 道路ネットワークの整備 ……………140

5-10 公共交通ネットワークの確保 ……………142

5-11 高度情報通信ネットワーク社会の推進 ……144

第6章 主要施策の主な取組 ……………147

1 自然と人が共生する豊かな環境づくり ……148

2 地域を支える力強い産業づくり ……………157

3 いきいき暮らせる安全・安心な社会づくり ……170

4 明日を担い未来を拓く人づくり ……………190

5 交流が広がり活力あふれる地域づくり ……196

第6編 各地域別の特性と発展方向 213

1 佐久地域 ……………214

2 上小地域 ……………216

3 諏訪地域 ……………218

4 上伊那地域 ……………220

5 飯伊地域 ……………222

6 木曾地域 ……………224

7 松本地域 ……………226

8 大北地域 ……………228

9 長野地域 ……………230

10 北信地域 ……………232

第7編 計画推進のための県の取組 235

1 県民との協働と開かれた県政 ……………236

2 市町村が主役の分権改革 ……………236

3 行財政改革の推進 ……………237

4 県有施設の適切な維持管理 ……………237

5 政策評価による計画の推進 ……………238

付属資料 239

*のついた用語は、欄外または263ページの「用語解説」をご覧ください。

それぞれは秀でて天を目指すとも
寄り合うたしかに森なる世界

清原 日出夫



はじめに

1 計画策定の趣旨

長野県は今、急速に進行する少子高齢化と人口減少時代の到来など社会経済の大きな転換期にあり、回復の遅れる県内経済、厳しさを増す自治体運営、医療・福祉環境の変化など、県民の生活に関わりの深い様々な分野で数多くの課題に直面しています。

とりわけ、本県は危機的な財政状況にあり、行財政改革に積極的に取り組むとともに、県民、市町村等と一体となって、選択と集中の考え方のもと、必要な施策を着実に推進していくことが求められています。

この計画は、本県を取り巻くこうした厳しい状況を踏まえて、様々な変化や課題に的確に対応し、特色や資質を生かしながら、新たな時代にふさわしい長野県づくりを計画的、総合的に推進していくため、その方向性や方策を明らかにするものです。

2 計画の性格

県政運営の基本となる総合計画とします。

県が計画期間中に取り組む必要のある主な施策や達成目標をわかりやすく示すことにより、県づくりの課題や方向性を県民と共有するとともに、市町村、国等の理解と協力のもと、県民一人ひとりの自主的、積極的な参加を得て、目標の実現をめざします。

なお、計画の推進に当たっては、その実施内容や方法、達成目標等について、社会経済情勢の変化に常に弾力的に対応していく必要があります。

3 計画の期間

平成20年度（2008年度）を初年度とし、24年度（2012年度）を目標年度とする5か年間を対象とします。